

件名	愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例
主管課	長寿介護課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 介護職員処遇改善等臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 <u>介護職員の処遇の改善及び特別養護老人ホーム等の開設の支援を図る</u>ために要する経費の財源に充てるため、介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成24年12月31日限り失効）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県、市町</p> <p>2 事業実施期間 平成21～23年度（3年間）</p> <p>3 事業内容 (1) 介護職員の処遇改善（賃金の引上げ）に充当するための経費を助成（介護サービス提供に係る介護報酬に加算） (2) 特別養護老人ホーム等の開設準備に要する経費を助成 ・開設前6か月間の職員雇用、普及啓発、職員募集、周知・広報等の経費 ・定期借地権の設定により施設用地を確保する一時金</p> <p>4 基金繰入額見込み 75億5,600万円</p> <p>5 基金の残額の処分 基金は平成24年12月31日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付</p>	